

東京
訴訟

首都の弁護団として制度の抜本改正求める

1次訴訟17人全員勝訴、2次訴訟の判決日決まる

昨年10月29日、2012年3月に提訴して以降、約3年半の間審理が続いてきた第1次訴訟の判決が言い渡されました。17人の原告全員について原爆症と認める、全員勝訴の画期的な判決でした。原告、医師団、東友会をはじめとする支援団体と、弁護団がスクラムを組んで一体となって、訴訟活動と運動に取り組んだことが、裁判所を動かし、素晴らしい結果につながりました。



12月18日第2次訴訟結審後の院内集会

2013年7月に提訴した第2次訴訟も、昨年12月8日に結審しました。この日、国会内で開いた「原爆症認定訴訟 最後にしてください東京集会」には、原告、被爆者など81人が参加。東京選出の自民党、維新の党、共産党の国会議員が激励にかけつけました。

今年は、6月29日に、第2次訴訟の判決の言い渡しがあります。第1次訴訟も、国が控訴した6人の高裁での裁判が始まります。控訴された原告の中

には、2006年5月に認定申請をおこない、ようやく認定がされると喜んでいた人もいました。不当な認定行政、不当な控訴を許すわけにはいきません。年明け早々に国から控訴理由書が提出され、すでに戦いが始まっています。

今年は、法廷では第2次訴訟でも勝訴を勝ち取り、第1次訴訟の国の不当な控訴を退け、国会と政府の在る首都の弁護団として、制度の抜本改正を求めて、運動をすすめます。【金井知明】

愛知
訴訟

仕事、結婚での不利益・差別を原告が証言

医師・物理学者の専門家証人も説得力ある証言

名古屋地裁には4人の被爆者が提訴しています。昨年12月に結審する予定でしたが、裁判官の人事異動があったため、裁判所から新たに着任した裁判官を含め記録を十分検討して判決を作成したいという申し出があり、今年の3月3日に結審を迎えることになりました。

昨年7月には、3日間連続して原告本人、日本民医連被ばく問題委員会委員の浅海嘉夫医師、名古屋大学名誉教授で広島の被爆者でもある澤田昭二氏の証人尋問を実施しました。原告は、それぞれの被爆状況、被爆後の健康被害と、被爆者であることから受けた仕事や結婚での不利益、差別についてしっかりと証言。浅海証人、澤田証人はそれぞれ科学的な知見について、説

得力のある証言をしてくださいました。

被爆70年の直前に証人尋問がおこなわれたことから、マスコミの注目を集め、直後に長崎に里帰りした原告の高井ツタエさんにはたくさんの記者が同行し、高井さんの証言を裏付ける記事が掲載されることになりました。

この裁判の展開を受け、白内障で申請をしている原告の森敏夫さんについて、厚生労働省が自庁取消をして、左眼だけ原爆症と認定するという希代なことも起こりました。

全国各地で勝訴判決を積み重ね、今年を原爆症問題を全面解決する年にしていきましょう。愛知でも勝利判決を勝ち取るためにがんばりたいと思います。【樽井直樹】

近畿
訴訟

原告22人、地裁、高裁、最高裁で審理

訴訟の全面解決に、気を引き締めて活動

近畿訴訟は、現在22人の裁判が係属しています。内訳は、大阪高裁の2つの部（第7、13民事部）に原告7人、大阪地裁の2つの部（第2、7民事部）に原告14人、昨年10月29日に1審勝訴判決の取消という不当判決を受けて最高裁に上告している1人です。このうち、大阪高裁第7民事部についてはすでに結審して、2月25日に1人の原告について判決が言い渡されます。地裁の第7民事部のうちの原告2人についても先行して審理が進められ、2月9日に結審が予定されています。

この間に、4人の原告が亡くなりました。最高裁に上告している武田武俊さんは地裁での勝訴判決を受けた喜びも束の間、控訴され、原爆症の認定を求めていた肝臓がんで亡くなりました。無念を何とか晴らしたいと長男が訴訟を承継しましたが、大阪高裁は、松谷訴訟最高裁判決にも反して地裁判決を取り消すという判決を下しました。C型肝炎、肝がんについては東訴訟以降、判決が積み重ねられてきているにもかかわらず、その積み重ねを無視する文字通りの不当判決でした。弁護団はこのような判決を認め



10月29日大阪高裁前での判決前行動

ることはできないと上告しました。

すでに結審して判決を待つ事件以外にも、3つのグループの審理が同時進行し、弁護団も支援の皆さんも大変ですが、全面解決に向け気を引き締めています。【愛須勝也】

広島
訴訟

白内障と甲状腺機能低下症が焦点

地裁14人の原告に毎月本人尋問

広島では、広島地裁と広島高裁で裁判がおこなわれています。

昨年5月20日に広島地裁が、白内障だけを申請病名とした原告4人に判決を言い渡しました。判決を受けた4人のうち2人は、判決で却下処分が取り消され、国が敗訴しました。2人について取り消しを認めなかった判決が出ましたが、その控訴審が広島高裁で続いています。

高裁の原告は2人。国は、敗訴した2人の原告のうち1人を控訴せず原爆症と認定し、1人について控訴しています。私たち原告側は、敗訴した2人の原告のうち1人を控訴しています。1人の原告は控訴を希望しませんでした。

この第1回の裁判が12月18日にあり、原告が被

爆の実態についての陳述し、佐々木猛也弁護団長が白内障の認定の在り方についての意見陳述をおこないました。次回の裁判は、3月25日に予定されています。

広島地裁は、14人の原告が原爆症認定を2013年の国の審査基準の改定で却下処分が取り消され認定された原告9人が国家賠償を求めています。

14人の原告のうちの9人が甲状腺機能低下症、4人が心筋梗塞（うち2人は白内障も）、1人が前立腺がんです。昨年11月から原告の本人尋問が始まり、1月から6月まで毎月1回、毎回2人の原告の尋問が予定されています。

7月と9月には、医師への証人尋問がおこなわれる予定です。【二國則昭】